

国立研究開発法人農業生物資源研究所行動規範の推進に関する規程

18農生研第020105号
平成19年 2月 1日

最終改正 26農生研第20150324044号
平成27年 4月 1日

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人農業生物資源研究所（以下「研究所」という。）が社会的評価、信頼を得て活動を行っていくための行動規範について、適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(推進体制)

第2条 行動規範を適正かつ円滑に実施するため、行動規範実施統括責任者（以下「統括責任者」という。）、行動規範実施責任者（以下「実施責任者」という。）を置く。

(統括責任者)

第3条 統括責任者は、理事長が指名する理事とし、行動規範の実施についての責任を負う。

(実施責任者)

第4条 実施責任者は、統括研究主幹、統括総務主幹、統括管理主幹、センター長及び領域長とし、統括責任者の指揮・監督を受けて、次の職務にあたる。

- 一 所管部門における行動規範の保持、推進並びに実践
- 二 所管部門において行動規範及び法令並びに社会規範に照らして疑問のある行為（以下「非違行為等」という。）に関する事実調査、事態の是正、原因の究明及び再発防止策等適切な指揮対応

(非違行為等の早期発見)

第5条 研究所は、内部監査の実施、調査・報告等（以下「内部監査等」という。）を行うほか、内部通報制度により、非違行為等の早期発見を図るものとする。

(内部通報)

第6条 研究所に勤務し研究所の業務を行う者（以下「役職員等」という。）は、非違行為等が行われている又は行われるおそれがあるという情報を知り得たときは、統括責任者に直接通報することができる。

- 2 前項で定める通報は、通報票（別記様式）に記載される事項とし、電話、メール、郵送又は面談の方法により行うものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、当該事項に係る規程等に定

める方法により行うものとする。

- 一 セクシュアル・ハラスメント等に関する事項
- 二 研究倫理に関する事項
- 三 その他規程等に申し出等に関する定めのある事項

(通報者の責務)

第7条 通報を行う者（以下「通報者」という。）は、誠意をもって客観的で合理的根拠に基づき、通報を行うものとし、処遇の不满、他人への誹謗中傷等の個人的な感情によって虚偽の通報及びその他の不正な目的の通報をしてはならない。

(通報者の保護)

第8条 通報者は、当該通報を行ったことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けない。

- 2 通報者は、通報を行ったことが理由と思われる不利益な取扱いを受けたときは、統括責任者にその旨申し出ることができる。
- 3 通報者に関する情報は他の者に開示してはならない。ただし、通報の内容が前条の規定に違反していると認めた場合及び通報者の同意を得た場合は、この限りでない。

(通報の受理及び調査)

第9条 統括責任者は、通報の受理又は不受理を決定し、通報者にその旨通知する。

- 2 統括責任者は、前項の規定により受理を決定したときは、実施責任者を指揮し、速やかに事実確認のための調査を行う。
- 3 実施責任者は、必要と認めるときは、前項の調査の一部又は全部を統括責任者が指名した役職員等に依頼することができる。
- 4 調査は、公正かつ公平に行い、通報者が特定されないよう十分配慮しなければならない。
- 5 調査に際し、通報の内容が事実であるか否かの認定を行うに当たっては、当該通報の対象となった者に弁明の機会を与えなければならない。

(理事長への報告)

第10条 統括責任者は、前条第1項により通報を受理したとき及び前条第2項による調査が終了したときは、調査の結果及び通報の内容が事実であると認めるか否かを理事長に報告する。この場合において、通報の内容が事実であると認めるときは、当該非違行為等を是正するための必要な措置を検討し、併せて報告しなければならない。

(是正措置等)

第11条 理事長は、前条の報告を受けたときは、通報の内容が事実であるか否かを認定し、事実であると認めたときは、当該通報に係る非違行為等を是正するための必要な措置を講ずるものとする。また、内部監査等により非違行為等の事実を認めたときも同様の是正措置を講ずるものとする。

2 理事長は、通報の内容が事実であると認めたとき又は内部監査等により非違行為等の事実を認めたときは、当該非違行為等を行ったと認められる者に対して、懲戒処分、告訴又は告発等の措置を講ずるものとする。

3 理事長は、非違行為等が行われたと認定したときは、不開示に合理的な理由がある部分を除き、当該非違行為等の内容、調査結果の概要等を公表するものとする。

(通報者への通知)

第12条 通報の内容が事実であると認め是正措置を講じたときは、非違行為等を行ったと認められる者のプライバシーに配慮しつつその旨を、通報の内容が事実でないと認めるときはその旨を、書面により通報者に通知するものとする。

(通報の記録と管理)

第13条 通報に係る通報者の氏名及び通報の経緯、内容、証拠等の記録は、情報の漏洩、滅失き損等のないように厳重に保管しなければならない。

(相談)

第14条 統括責任者及び実施責任者は、日常的な行動規範等に関する相談に応ずるものとし、個別の相談・照会等に対応するため、次の相談員等を置く。

- 一 相談窓口責任者 庶務室長
- 二 財務監査相談員 経理室長及び監査・コンプライアンス室長
- 三 安全管理相談員 安全管理室長及び管財室長
- 四 情報管理相談員 情報管理室長
- 五 知的財産相談員 知的財産室長

(啓発活動等)

第15条 研究所は、行動規範の保持を図るため、役職員等に対し効果的な研修等を実施するとともに、法令等の制定・改廃等の把握に努め、有用な情報の提供を行うものとする。

(役職員等の義務)

第16条 役職員等は、第5条の規定による調査・報告を求められたときは、特段の理由がない限り、これに従わなければならない。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、行動規範の推進に必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年2月1日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日 20 農生研第 032408 号）
この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 28 日 22 農生研第 20110328015 号）
この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日 26 農生研第 20150324044 号）
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式

《通 報 票》

通報日 年 月 日

【通報者】 あなたの氏名・所属を記載して下さい。

(氏名： 所属：)

【通報者への連絡方法】 (希望する連絡方法に○を付けて下さい。複数可)

電 話 (自宅・職場・携帯・他 ()) : 電話番号

メー ル (自宅・職場・携帯・他 ()) : アドレス

郵 送 (自宅・職場・他 ()) : あて先

他 () :

【通報内容】 あなたが認めた通報対象事実について記載して下さい。

①被通報者の氏名及び所属等：氏 名
所属等

②通報対象事実は (行われた・行おうとしている・その他 ())
(いつ頃)
(どこで)
(何 を)
(どのように)
(何のために)
(な ぜ)

③通報対象事実を知った経緯 (実際に目撃した・伝え聞いた・その他 ())

④通報対象事実に対する考え：

⑤特記事項：

証拠書類等 (有 (書面・テープ・フロッピー・その他 ()) ・ 無)

【調査結果等の報告の希望】 (※匿名での通報の場合は通知できません)

(希望する ・ 希望しない)

※ この書面を郵送・メールで送っていただいても構いません。

※ あなたのわかる範囲で記入して下さい。(すべてを埋める必要はありません。)

※ できる限り実名での通報にご協力下さい。(匿名の場合、調査結果の通知等ができない、又は事実関係の調査を十分に行うことができない可能性があります。)